

【後期高齢者医療】被保険者の皆さまへ

◆後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和3年8月1日～令和4年7月31日）の合算額が限度額（表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度の加入者が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた人は申請してください。対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した人や転入してきた人などがある世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる人はお問い合わせください。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ ※1	212万円
現役並み所得Ⅱ ※2	141万円
現役並み所得Ⅰ ※3	67万円
一般 ※4	56万円
低所得Ⅱ ※5	31万円
低所得Ⅰ ※6	19万円

（表）自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額。

- ※1：課税所得 690万円以上の人
- ※2：課税所得 380万円以上 690万円未満の人
- ※3：課税所得 145万円以上 380万円未満の人
- ※4：住民税課税世帯の人
（※1～3にも※5～6にも当てはまらない人）
- ※5：世帯員全員が住民税非課税の人
- ※6：世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の人（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）

申請に必要なもの

- 支給申請書
- 支給申請のお知らせ
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- 本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）
- 印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- 通帳（または通帳のコピー）など口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要）

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、役場へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合、登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）をお持ちください。

◆お薬代負担軽減のご案内

ジェネリック医薬品に切り替えることによりお薬代が一定以上安くなると見込まれる被保険者の皆さまへ「お薬代負担軽減のご案内」を2月下旬に送付し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する人は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。（医師の判断でジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。）

◆医療費通知書

被保険者の皆さまに医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。対象となる期間は令和4年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報は、審査支払機関による審査を受け、約2カ月後に当広域連合へ提供されることから「医療費通知書」がお手元に届くのは3月上旬になります。なお、「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、前述の理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの人は領収書でご対応くださいますようお願いいたします。

高額介護合算療養費の支給申請に関すること ▶ 三戸町役場 健康推進課 ☎ 20-1153

お薬代負担軽減、医療費通知書に関すること ▶ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821